平成 25 年 9 月 11 日

各　　位

会 社 名：ウインテスト株式会社
（コード：6721　東証マザーズ）
代表者名：代表取締役社長　奈良　彰治
問合せ先：常務取締役　　岡本　　隆
（ＴＥＬ：045－317－7888）

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年９月11日開催の取締役会において、株式分割の実施及び単元株制度の採用を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。これに伴う定款の一部変更については、平成25年10月24日開催予定の第20期定時株主総会に付議する予定です。なお、株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更については、平成25年10月24日開催予定の第20期定時株主総会における定款変更案の承認可決を条件としております。

記

１．株式分割及び単元株制度の採用の目的

単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成19年11月27日付）及び「売買単位の100株と1000株への移行期限の決定について」（平成24年1月19日付）の趣旨に鑑み、当社株式分割の実施及び単元株制度を採用いたします。なお、本株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

２．株式分割の概要

(1)分割の方法

平成26年１月31日（金）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主が有する当社普通株式を、１株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2)分割により増加する株式数

①分割前の発行済株式総数	49,274株
②今回の分割により増加する株式数	4,878,126株
③分割後の発行済株式総数	4,927,400株
④分割前の発行可能株式総数	100,000株
⑤分割後の発行可能株式総数	10,000,000株

（注）上記の発行済株式総数並びに分割により増加する株式数につきましては、今後、新株予約権等の行使により発行される株式によって増加する可能性があります。

(3)株式分割の日程

基準日公告日 平成26年１月10日（金）
基準日 平成26年１月31日（金）
効力発生日 平成26年２月１日（土）

３．単元株制度の採用

⑴新設する単元株式の数

上記「２．株式分割の概要」の効力発生日である平成26年２月１日（土）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

⑵新設の日程

効力発生日 平成26年２月１日（土）

【ご参考】

上記の単元株制度の採用に伴い、平成26年１月29日（水）をもって、東京証券取引所における売買単位も１株から100株に変更されます。

４．定款の一部変更

⑴変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法の規定に基づき、現行定款第５条（発行可能株式総数）の変更及び変更案第６条（単元株式数）並びに変更案第７条（単元未満株主の権利制限）の新設を行うものであります。

①株式分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第５条を変更するものであります。

②単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第６条（単元株式数）を新設するものであります。

③単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第７条（単元未満株主の権利制限）を新設するものであります。

④第６条及び第７条の新設に伴う条数の繰り下げをおこなうものであります。

⑤現行定款第５条の変更、第６条及び第７条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則を新設するものであります。

⑵変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は，100，000株とする。	（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式総数は，10，000，000株とする。
（新　　設）	（単元株式数） 第６条　当会社の単元株式数は、100 株とする。
（新　　設）	（単元未満株主の権利制限） 第７条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １ 会社法第189 条第２項各号に掲げる権利 ２ 取得請求権付株式の取得を請求する権利 ３ 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
第６条～第47条 （条文の記載省略）	第８条～第49条 （現行どおり）

（新　　設）	附 則 第５条の変更並びに第６条及び第７条の新設の効力発生日は平成26年２月１日とする。 なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。

(3)変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成25年10月24日（木）

定款変更の効力発生日 平成26年２月１日（土）

５．新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数及び行使価額を調整いたします。なお、平成26年２月１日以降の行使価額は次のとおりです。

	取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第４回新株予約権	平成21年10月16日	32,464円	325円

以　上